

松江市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表等について、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報告 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定による報告をいう。
- (2) 公表 障害者総合支援法第76条の3第2項及び児童福祉法第33条の18第2項の規定による公表をいう。
- (3) 調査 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査をいう。
- (4) 公表システム 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」をいう。

(指定障害福祉サービス等の種類)

第3条 報告及び公表の対象となるサービス及び支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定障害児通所支援（共生型通所支援を含む。） 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成30年4月23日障障発0423第1号）別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

（報告等の回数及び基準日）

第5条 報告及び公表は、原則として毎年度1回行うこととし、事務を行うための基準日（以下「基準日」という。）は、4月1日とする。

（報告の方法等）

第6条 報告は、原則、公表システムにより行うこととする。ただし、公表システムにより報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により行うことができる。

2 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請時に公表システム基本情報登録依頼書（別記様式）を市長に提出するものとする。

3 報告は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始している事業者 基準日の属する年度の5月1日から7月31日までの間

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者 当該事業者指定を受けた日から起算して1か月を経過する日までの間

4 市長は、必要と認める場合、前項の報告のほかに事業者に対し時期を定め報告を求めることができる。

（災害時等の報告の免除）

第7条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障総則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者は、報告を行わないことができる。

（障害福祉サービス等情報の更新の取扱い）

第8条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときは、公表システムにより速やかに市長に報告を行うものとする。

（公表の時期）

第9条 公表の時期は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始している事業者 報告後2か月以内

(2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者 報告後1か月以内

(公表の方法等)

第10条 市長が行う公表は、原則として、公表システムを通じてインターネットにより行うものとする。ただし、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても、これを行うものとする。

2 市長は、公表する障害福祉サービス等情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

3 事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することができる。

(調査の実施)

第11条 調査は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき。

(2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき。

(3) 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき。

(4) 食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき。

(5) その他調査を行う必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、調査結果に事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者から同意を得るものとし、当該同意をもって調査が終了したものとする。

3 市長は、調査を行ったときは、速やかに当該調査の結果を公表するものとする。

(是正命令を受けた事業者の取扱い)

第12条 事業者は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づき、報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを市長から命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

第13条 公表されている情報に関する苦情等の窓口は、福祉部障がい者福祉課とする。

- 2 市は公表情報に関する利用者等からの苦情等について、事業者に対する照会等を行い、対応の経過を記録するものとする。
- 3 市は、前項の照会等に対し、事業者から適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うものとする。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス等情報の公表等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行